

危険物新聞

第237号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 川井清治郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 97175910
 定価 1部 20円

大阪府危険物取扱者試験

11月18日 工業大学で

今回は乙種4類、講習は10月

大阪府では本年第3回目の危険物取扱者試験を11月18日(日)、大阪工業大学で実施する。

また、大阪府危険物品協会連合会では受験準備講習を10月中、下旬に、府下9会場で開催する。

- ▷試験日 11月18日(日)
- ▷試験場 大阪工業大学
- ▷試験科目 乙種第4類
- ▷願書受付 11月6日・7日
- ▷受付場所 大手前会館
- ▷受験資格 危険物製造所等(屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、移動タンク貯蔵所等の危険物施設)で、6ヶ月以上危険物(第4類)の取扱経験を有する者。

▷合格発表 12月10日

次は2月頃

48年度第4回目の危険物取扱者試験は、49年2月頃、乙種第4類、丙種について実施される予定。

甲種合格率52.7%

8月の取扱者試験合格者発表

大阪府では8月に実施した甲、乙、丙種危険物取扱者試験の合格者を9月20日発表した。合格者には10月18日免状が交付される。

合格率は次のとおり。

	実受験者	合格者	合格率(%)
甲種	522	275	52.7
乙種1類	81	42	51.9
乙種2類	97	63	64.9
乙種3類	51	36	70.6
乙種5類	43	27	62.8
乙種6類	211	116	54.9
丙種	615	523	85.0



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

消防法令の改正について(その2)

警報設備基準が強化

大阪市消防局 田中 隆夫

前号(48.7.25 第235号)では、昨年中に改正された消防法ならびに同法施行令、同規則の概要について、別記説明をしたがそのあと本年6月1日にさきに改正された政令(47.12.1日付前号参照)の改正事項に関する規則の一部改正事項について別記説明をします。

1. 防災規則に関する事項

法8条の3の規定による防災表示を附することができる者は、別に定める(48.6.1消防庁告示第9号)消防庁長官の認定基準により認定を受けた者であることとされた。これに関し、認定の申請、認定の取消し等について規定された。このほか指定表示ならびに防災対象物の関係者が行わせた防災処理防災対象物に対する明示の方法についての規定が設けられた。(規則4条の4)

2. 防火管理に関する事項

共同防火管理協議事項として、火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡および避難誘導に関することがつけ加えられた。(規則4条の2第6号)

3. 収容人員の算定に関する事項

(2)項対象物(キャバレー、カフェー遊技場関係)(3)項対象物(料理屋、飲食店の類)(5)項イ対象物(旅館、ホテル、宿泊所)(8)項対象物(図書館、博物館)(17)項対象物(重要文化財建造物)に対する収容人員の算定方法が改められた。(規則第1条1項)

4. 消火設備に関する事項

スプリンクラー設備

スプリンクラー設備を設置しなければならない対象物の範囲の拡大については、さきの政令改正(47.1.21の改正と47.12.1の改正)により、規定されたがこれらのうちスプリンクラーヘッドを設置しなくても良い場所については階段室・浴室・便所その他これらに類する場所、通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する電気設備が設置されている場所、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分であるとされた(前号、47.8.29の規則の一部改正)が、さらにこのほかにスプリンクラー設備を設置しなければならない対象物のうち、当該部分はその算定基準面積から除くものとすることができるとともに当該部分にはスプリンクラーヘッドを設けなくても良いとされる規定として次の条件が設けられた。主要構造部を耐火構造とした対象物であって耐火構造の壁および床で区画された部分で、居室の場合は内部の壁、天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料でなされていること、地上に通ずる廊下、通路の壁、天井については準不燃材料か不燃材料で仕上げられていること、また区画部分に設けられる開口部(出入口、窓)の面積の合計は、8m²以下とし、1つの開口部の面積は4m²以下で、自動閉鎖装置つきであるかまたは随時閉鎖することができる煙感知器と連動して閉鎖ができる甲種防火戸が設けられていなければならないものとされている。また、区画部分の面積は10階以下の階の部分にあっては200m²以下、11階以上の階の部分にあっては100m²以下でなければならない。

(規則13条)

従来、構造条件により高層鉄筋コンクリート造マンションについてはスプリンクラーを要しないとされていた(令32条基準の特例)が本規定により、開放ロウカ式の前記条件に該当するもの以外については、マンションと

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456
代理店

いども各階中、住宅部分にもスプリンクラーヘッドを設けなければならないこととなる。

また、スプリンクラー設備には、その配管の末端に流水検知装置（48. 2. 10消防庁告示第5号流水検知装置の規格が定められている）または圧力検知装置ごとに1ヶづつこれらの装置の機能を試験するためのバルブ（テストバルブ）を設けることとされた。

（規則14条 1項 5号の二）

5. 警報設備に関する事項

さきの政令改正で、自動火災報知設備の設置対象物の範囲が拡大された（令21条）が、自動火災報知設備に用いる感知器のうち、差動式分布型感知器については、従来の空気管式とこのほかに熱電対式のもの、熱半導体式のものに区分して、それぞれの設置基準が規定された。

（規則23条 4項 4号、および 4号の2、4号の3）

また煙感知器を設置しなければ対象物の範囲が拡大された。

（規則23条 5項、6項）

さらに1の対象物で2以上の受信機が設置される場合は相互間で同時に通話することができる設備を設けるほか、区分警報の方法についても、従来の矛盾を改め、合理的な方法に改められた。

（規則24条 5号、25条の二 2項）

6. 避難設備に関する事項

避難階段を規定以上に設けるものについては、避難器具を設置しないことができる規定が、さらに加えられた。安全避難は原則として安全な避難階段により行うこととし、建築構造的に避難階段を増設させることにより、避難器具を設置しないで良い方向の考え方である。

（規則26条 4項）

避難口誘導灯は、従来、当該階の避難口のみ設けることとされていたが、これに至る廊下通路部分に設けられる防火区画部分の防火戸上部にも設けることとされた。

（規則28条の三）

以上、今回（48. 6. 1）の消防法施行規則の一部改正点を別記したが、これらのほとんどは、49. 1. 1から実施されることになっている。ただし、経過措置規定とし、49. 1. 1 現在、現に存する対象物または工事中の対象物に対する改正規定の摘要については、おおむね1年間の猶予期限が設けられているので、各消防機関に問合せの上改修等の措置を講じられることが望ましい。

大阪市火災予防条例近く改正

大阪市消防局では、懸案中の火災予防条例改正について、改正案を今市会に提出近く改正される見通しとなった。

タンク内容積計算方法決まる

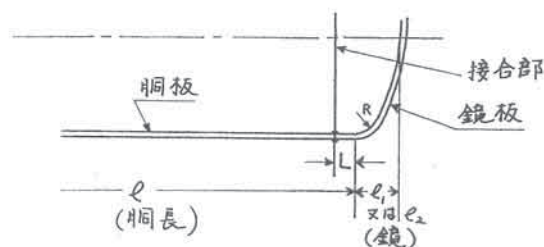
＝ 大阪市消防局 ＝

大阪市消防局では、タンク類の内容積計算方法の運用について8月6日付次のとおり方針をきめた。

従前タンクの内容積計算は危険物規制規則によっていたが細部についての規定がないため、鏡板接合部の寸法のとり方がまちまちであったので、これを統一したものである。

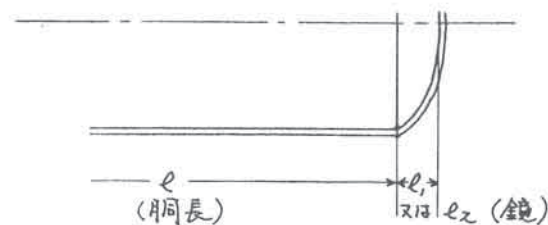
1. 横置タンク

(1) 鏡板にフランジ部(L)がある場合



(L)は胴長部分とみなし鏡部分は l_1 または l_2 とする。

(2) 鏡板にフランジ部(L)がない場合



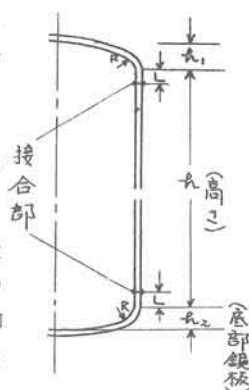
2. 縦置タンク

高さ h は鏡板部分の側板と平行な部分(L)と側板の高さを加えたものとする。

容量計算

$$\pi r^2 \left(h + \frac{h_2}{3} \right) h_1 \text{ 部分はタ}$$

ンクの屋根の部分とみなす。以上により胴板（または縦置タンクの側板）と平行な部分の鏡部は胴長（または高さ）に加え、残りの部分を鏡板の寸法とする。



なお、寸法はすべて内測寸法を記入すること。

化学物質の審査製造を規制

PCB等の有害物質による環境汚染は最近急速に進み、ときには人命にまで影響を及ぼすようになり、国ではこれらの有害化学物質を審査し、その製造、輸入をも禁止しようという目的で、「化学物質の審査製造等の規制法」案を今国会に提出していたが、このほどその成立をみた。

また、通産省では、この法律草案とあわせて、既存化学物質の資料づくりと、試験検査体制の整備をすすめている。

なお、参議員商工委員会では法案審議に際し、現在PCB等の有害物質による汚染が深刻化しているおりに、この法律を活用して、今後このような環境汚染を絶対に生じさせてはいけないとし、その運用に当たっては次の点に留意して火急かつ万全の措置を構ずるべきことを附帯決議した。

1. 特定化学物質として指定された化学物質は、それがいかに工業原料その他に優れた化学物質であっても、生活優先、人の健康と命を守る見地から原則として製造・輸入は禁止する。

1. 既存化学物質についてもその安全性確認のため、早急に総点検を実施し、その結果、特定化学物質として指定された化学物質、あるいは特定化学物質となる疑いのある化学物質については、環境汚染の進行を防止するためにすみやかに回収命令の発動、勧告等必要な措置を講ずること。

1. 新規化学物質等の安全性を確認するために行なう命令で定める必要な試験の項目、技術的な事項については、試験分析技術等学術の進歩に即して見直しを行なうこと。

1. 化学物質の安全性を確認するための試験機関である

財団法人化学品検査協会の業務運営等については、同協会の公共性にかんがみ公正が確保されるよう十分指導監督を行なうとともに、その他関係試験機関を含め試験体制の整備拡充を図ること。

1. PCB及びPCB使用製品の回収の促進を図るとともに回収されたPCB等の管理・処理体制の整備を図る。

1. PCB等の有害物質による水域・土壌等の汚染については、早急にその汚染源の徹底的究明をするとともに、汚染源企業を公表する。

1. 汚染水域における漁獲の中止に関する指導を行なうとともに、漁獲中止に伴なう漁業者および関連業者に対する漁業補償等々の救済について原因者負担の原則により適切な指導を行なうこと。

管理者4人を起訴

千日ビル火災の刑事責任

大阪地方検察庁は8月10日、昨年大阪市南区で発生した千日デパートビル火災の刑事責任を追求していたが関係者7人の中、管理者4人を起訴した。

また、天王寺労基署が送検していた労基法違反については起訴猶予とした。

千日ビル火災は複合用途ビルの防火管理体制のあり方として大方の注目のまどであったが、結局火災原因が不明のため今後の裁判をまつばかりである。

関係者の当時の状況は次のとおりである。(役職名は当時のもの)

起訴された者

▷千日デパート管理部次長 Mさん(43才)

▷千日デパート施設部施設課長 Nさん(42才)

▷プレイタウン経営管理者 Kさん(59才)

▷プレイタウン支配人 Tさん(49才)

不起訴になった者

▷大村電機管理課長(同ビル現場責任者) Kさん(37才)

▷千日デパート保安係長 Tさん(49才)

▷スーパーニチイ千日前店長 Nさん(35才)

NはMを補佐し防火管理者として千日デパートビルの防火管理の業務をしていた。

TはKを補佐し、防火管理者として避難など消防計画をたてる業務をしていた。

このビルは複合用途ビルで、6F以下のデパート売場は午後9時以後は閉店するが7Fのプレイタウンは11時まで営業しており、N、Mは売場閉店後は6F以下の防火区画シャッターは閉鎖させ、閉店後の工事時間中はシャッター



ジョンソンポンプ

は安心して
ご使用載けます

〈製造認可工場〉

SF型蒸発量 100K/日~1500K/日
SF T型蒸発量 2000K/日~3000K/日

製造元
ジョンソンポンプ株式会社

本社 〒556-91 大阪市浪速区敷津町1丁目25 (大高ビル2階)
営業部 TEL.06 (633) 8851~3・7865~8
営業所 東京・名古屋・仙台・広島・四国・九州

を最小限開け、事故発生時は直ちに閉鎖させるよう係員を立会せるなどして7Fへ煙が侵入するのを未然に防止する注意義務があったがこれを怠った。

一方6F以下で閉店後出火した場合多量の煙が7Fに充満することが予測されるので、K、Tは平素から避難誘導訓練をする注意義務があったがこれを怠り、多数の焼死を出す原因をつくった。

昭和48年上半年期（大阪府）火災概況

	47 年				48 年			
	出火 件数	損害額	死者	傷者	出火 件数	損害額	死者	傷者
1 月	412	396	8	42	450	553	7	169
2 月	491	523	8	66	583	509	7	91
3 月	657	1,131	10	77	858	687	20	104
4 月	461	425	10	52	524	513	11	107
5 月	445	1,984	120	150	527	515	8	88
6 月	447	470	9	74	460	329	6	65

昭和48年上半年期全国火災概況

区 分	昭和48年 累計 (A)	47年同期 (B)	対前年同 期増減数 (A)-(B)	増減率				
				$\frac{(A)-(B)}{B} \times 100(\%)$				
総出火件数 (件)	41,881	32,258	9,623	29.8				
建物火災	23,170	20,598	2,572	12.5				
林野火災	5,823	3,396	2,427	71.5				
車両火災	2,001	1,911	90	7.6				
船舶火災	145	175	△ 30	△17.1				
航空機火災	3	4	△ 1	△25.0				
その他の火災	10,739	6,174	4,565	74.0				
焼損むね数 (むね)	30,562	27,949	2,613	9.3				
り災世帯数 (世帯)	24,482	22,407	2,075	9.3				
焼損建物 面積 (㎡)	1,421,318	1,344,781	76,537	5.7				
林野 (a)	745,628	401,132	344,496	85.9				
損害額 (千円)	46,392,807	46,710,820	△ 318,013	△ 0.7				
死傷者数	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
	966	5,258	1,005	4,831	△ 39	427	△ 3.9	8.8



保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

昭和46年度 全国危険物施設火災件数

1. 月別件数

(月別) (件数)	(月別) (件数)
1月 16	7月 17
2月 15	8月 17
3月 14	9月 10
4月 6	10月 8
5月 14	11月 15
6月 9	12月 9

2. 曜日別発生状況

(曜日)	(件数)
日曜日	13
月曜日	30
火曜日	17
水曜日	28
木曜日	16
金曜日	24
土曜日	22

3. 出火原因に関する危険物等の品名別製造所等別件数

区分	製造所等の別		貯蔵所									取扱所			
	総計	製造所	小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所
火災となった製造所等の数	150	41	21	4	8	0	2	1	6	0	88	45	0	0	43
出火原因に関する品名	(第1類) 過酸化	4	3	0							1				1
	(第2類) 黄りん	1	1	0							0				
	硫黄	1	1	0							0				
	金属粉 A	2	2	0							0				
	(第3類) 金属ナトリウム	2	0	1	1						1				1
	炭化カルシウム	3	1	1						1	1				1
	(第4類) 特殊引火物	1	1	0							0				
	第1石油類	61	9	6	1	1		2	1	1	46	36			10
	さく酸エステル類	0	(1)	0							0				
	アルコール類	3	0	1		1					2				2
第2石油類	17	7(1)	3	1					2	7	2			5	
第3石油類	27	9(1)	7		6(1)				1	11				11(1)	
(第5類) 硝酸エステル類	1	1(1)	0							0					
セルロイド類	1	0	1	1						0					
危険物以外の物品	26	6	1						1	19	7			12	

(注) 出火原因に2以上の危険物が関係した場合は、そのうち主な1の品物を実数として掲げ、他はカッコ書とした。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器ピーナス

信頼のマーク



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

引火点測定結果

これは、業界からの資料提出により、消防局で測定したものです。

この測定は、引火点のみで、資料の分析等を行っていませんから、提出資料と品名に相違があってもその責めは負いません。なお、他研究、試験機関での測定結果とも、条件その他の理由で多少相違するかも知りません。

危険物関係鑑定結果一覧表

試料名	引火点 °C	燃焼点 °C	該当品名	備考
ト ラ イ ト ン CF32	225.5	279	第 4 石 油 類	非イオン活性剤
ト ー ホ ー ル N 230	196.5	203	第 3 石 油 類	〃
プ レ ミ ッ ク ス	227	268	第 4 石 油 類	〃
ユ ニ ク リ ン 資 料 A	-20以下	-15.3	第 1 石 油 類	印刷機械の洗滌用
ユ ニ ク リ ン 資 料 B	4.4	10.2	同 上	〃
ネ オ プ レ ン ペ ー ス ト	3.0	9.0	同 上	接着剤
ユ ニ ク リ ン 資 料 D	1.0	4.1	同 上	印刷機械の洗滌用
タ フ コ ー ト	- 0.4	15.0	第 3 石 油 類	合成樹脂エナメル塗料
㊦ 900 樹 脂 液	3.5	9.7	第 1 石 油 類	
㊦ R 3 樹 脂 液	15	21	同 上	
クララフォーム I液 HR 383P	121.5	130	第 3 石 油 類	硬質ウレタンフォームの原料
クララフォーム R液 HR 383P	不燃性		非 危 険 物	〃
一 液 型 ウ レ タ ン 塗 料 KBKPR - 85	35.7	85	第 2 石 油 類	合成樹脂クリヤー塗料
	不燃性		非 危 険 物	木工用接着剤
酢 酸 ビ ニ ル モ ノ マ ー	-12.2	- 0.6	酢酸エステル類	
アクアN9000ナイトグレー市場品	不燃性		非 危 険 物	塗 料
アクアN9000ナイトグレー補給用	32.5	57.5	第 3 石 油 類	合成樹脂エナメル塗料
オルソクロールフェトル	69.2		第 2 石 油 類	
塩 化 フ ェ ノ ー ル gray N - 2	84		第 3 石 油 類	
	不燃性		非 危 険 物	塗 料
NS gray	不燃性		同 上	〃
TORALH - 1090	198.5	206	第 3 石 油 類	
TORALF - 1000	204.5	221	第 4 石 油 類	
ペ ト レ ッ ク ス LPO	178	195	第 3 石 油 類	鉱物油
セ メ ダ イ ン	- 9.2	11.5	第 1 石 油 類	接着剤

準危険物鑑定結果一覧表

試料名	引火点 °C	燃焼点 °C	融 点 °C	発 熱 量 cal/g	該当品名	備考
パラクロールフェノール	105		20°C において流動性なし			
ジクロールフェノール	114.5		20°C において流動性なし			
トリクロールフェノール	不燃性		20°C において流動性なし			

受験準備講習のご案内

1. 受付日と場所

岸和田市消防署内	同市協会	10月8日(月)	午後1時～4時
豊中市消防本部内	同市協会	10月8日(月)	午後1時～4時
堺市消防署内	同市協会	10月9日(火)	午前10時～午後4時
茨木市消防署内	同市協会	10月11日(木)	午前10時～午後4時
枚方市消防署内	同市協会	10月11日(木)	午前10時～午後4時
東大阪市西消防署内	同市協会	10月13日(土)	午前9時30分～正午
大阪府危険物品協会連合会事務局		10月15日(月)	午前9時～午後4時
		10月16日(火)	午前9時～正午

2. 受講会費

	会員	会員外
テキスト代を含む	1,500円	2,500円
テキスト不要	1,000円	2,000円

3. 日時と会場

	(月 日)	(会 場)
1 期	10月17日(水)と25日(木)	大阪府青少年会館
2 期	10月18日(木)と26日(金)	大阪府青少年会館
3 期	10月18日(木)と25日(木)	大阪府中小企業文化会館
4 期	10月19日(金)と26日(金)	大阪府中小企業文化会館
5 期	10月22日(月)と29日(月)	大阪府商工会館
6 期	10月23日(火)と30日(火)	茨木市商工会館
7 期	10月23日(火)と24日(水)	堺労働セツツルメント
8 期	10月29日(月)と11月2日(金)	枚方、寝屋川消防本部講堂
9 期(夜)	10月24日と26日と30日	毎日文化ホール

▷1期～8期……………毎日午前9時30分～午後4時

▷9期(夜間)……………午後5時～9時

安全な社会環境づくりに奉仕する



近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは――
『ハツタの自覚』の原点。



消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 丁573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所

電話 06-473-4821-4
堺出張所 電話 0722-21-3444